

会員限定

パンフレットも
配布出来ます
H28. 6から

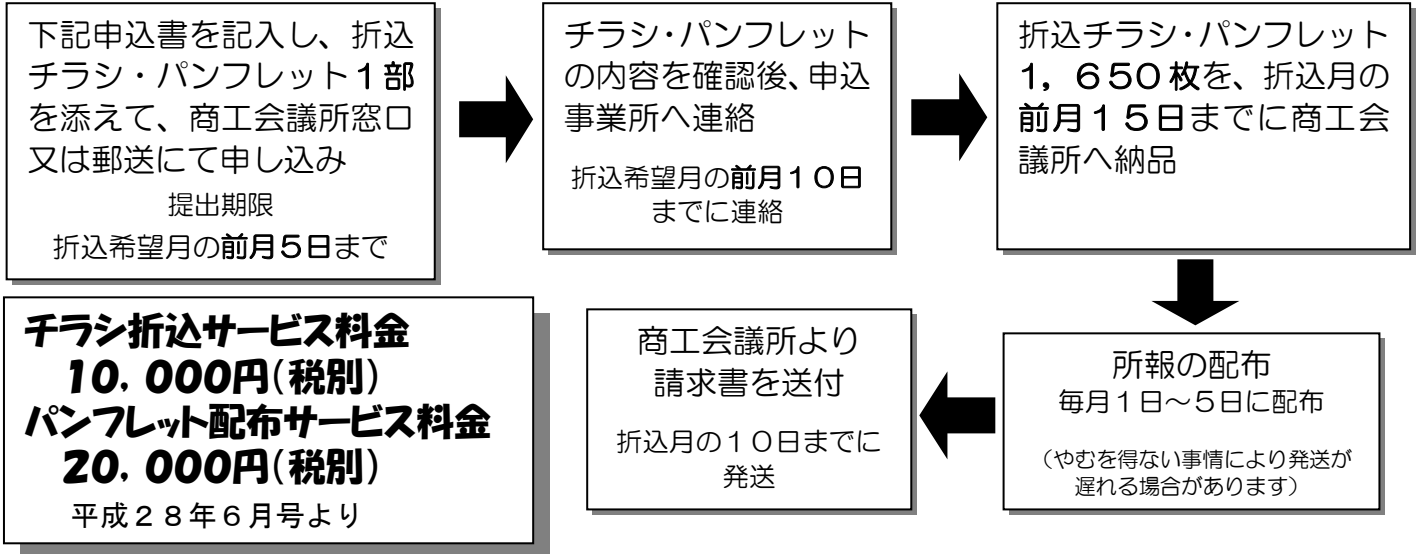
利用しませんか

可児商工会議所 所報「KANI」

「チラシ折込・パンフレット同時配布サービス」

「チラシ折込・パンフレット同時配布サービス」とは、貴社の商品・製品やサービスのPRチラシやパンフレットを所報「KANI」に折込又は同時配布し、会員約1,600事業所にお届けするサービスです。

「チラシ折込・パンフレット同時配布サービス」申し込み・利用方法



チラシ、パンフレットの内容について、下記事項をお守り下さい

- ・法律を遵守し、公序良俗に反しないこと
- ・当所が不適当と認める場合は、折込サービスを行わないことがあります
- ・折込するチラシのサイズはB5・A4・B4・A3で、紙製のものに限り
また、A4サイズ以上のものは、A4サイズ以下に折って納品してください
- ・パンフレットは同時配布としますが、A4サイズ以内で1冊200g以内に限り
- ・1ヶ月の折込事業所はチラシは5社まで、パンフレットは1社までとし先着順とします
但し、1社につきチラシ、パンフレットとも1部までとします
- ・チラシ、パンフレットに関する問い合わせやクレームなどの対応は申込者が行なうものとします

問い合わせ 可児商工会議所 担当 安井 TEL0574-61-0011

可児商工会議所 行 (FAX: 0574-63-1856)

チラシ折込・パンフレット同時配布サービス申込書

◎折込又は同時配布するチラシ・パンフレット1部を添えて申し込みします

事業所名		TEL	
住所		FAX	
担当者名		折込希望月	月

■裏面の運用規定に同意し、チラシ折込・パンフレット同時配布サービスを申し込みします。

可児商工会議所報「KAN I」 チラシ折込・パンフレット同時配布サービス運用規定

(目的)

第1条 この要領は、可児商工会議所（以下「商工会議所」という。）が発行する商工会議所報KAN I（以下「所報」という。）のチラシ折込及パンフレット同時配布に関し、必要なことを定めることを目的とする。

(資格)

第2条 所報にチラシ折込及パンフレット同時配布をすることのできる事業所等は、商工会議所の会員及び特別会員とする。

(受付基準)

第3条 所報に折込又は同時配布する書類の可否は、この要領に基づき判断を行なうものとする。

2 実施の公平と有効性を規するため、チラシ折込については、原則毎号1事業所1部、最大5社まで、パンフレット同時配布については、原則毎号1事業所1部、1社に限り受け付け、先着順とする。

(チラシ折込・パンフレット同時配布の諾否)

第4条 所報に会員事業所の販売促進のためのチラシの折込又はパンフレットの同時配布を行うものであり、下記事項のいずれにも該当しないものとする。商工会議所において、本サービスの提供を拒否する場合は、適宜その旨を依頼事業所宛に連絡する。

- (1) 商工会議所又は第三者の名誉又は体面を傷つける恐れが認められるとき
- (2) 特定の政党に偏り、政治的に利用されると認められるとき
- (3) 公序良俗に反すると認められるとき
- (4) その他、専務理事が不適当と認めたとき

(規格)

第5条 この要領による折込チラシの規格は、B5・A4・B4・A3サイズ1枚の用紙とする。また、パンフレットのサイズはA4以内、重さは1冊200g以内とする。

(納品)

第6条 チラシは全て依頼事業所の責任において作成し、A4サイズ以下に折って納品することとする。

(価格)

第7条 チラシ折込の価格は、1回につき10,000円(消費税別)とする。また、パンフレットの同時配布については、1回につき20,000円(消費税別)とする。

2 折込、同時配布完了後商工会議所が請求書を発行するため、依頼事業所は指定期日までに納入するものとする。

(申し込み)

第8条 依頼事業所は、折込及び同時配布希望月の前月5日までに、チラシ折込・パンフレット同時配布サービス申込書にチラシ又はパンフレットの現物を添えて、商工会議所に提出するものとする。

(決定)

第9条 商工会議所は、前条の申込があったときは、その内容を審査すると共に諾否を決定し、前月10日までに依頼事業所へ連絡するものとする。

2 折込するチラシ及び同時配布するパンフレットは依頼事業所が部数を用意し、発行月の前月15日までに商工会議所に納品するものとする。

(改正：平成28年6月1日号より)